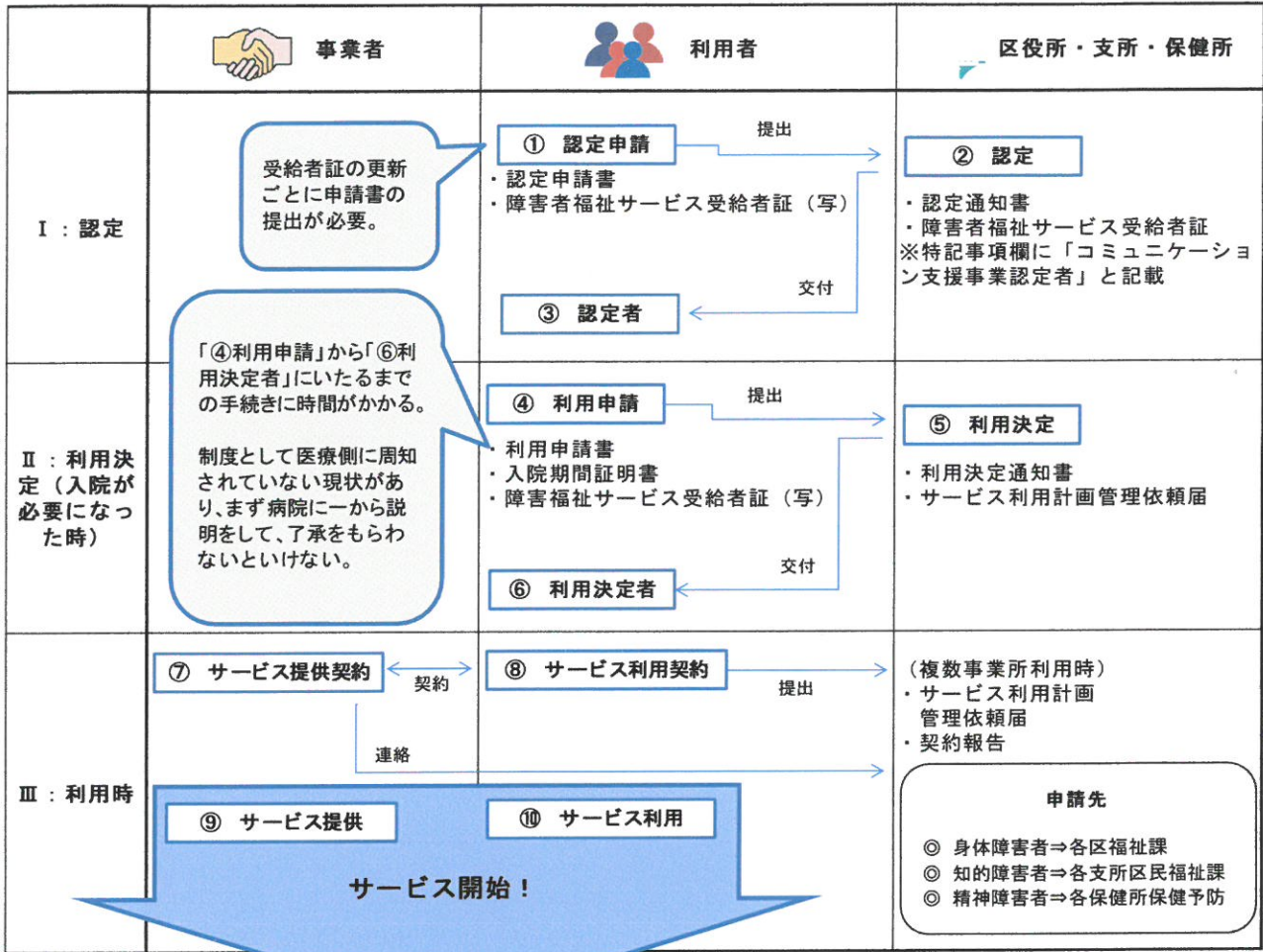


## 利用方法



<p>利用対象者（名古屋市在住の障害者で①～③の要件全てを満たす者）</p>	<p>①対象者と同じ世帯の者が障害者や要介護高齢者等のみで構成され、入院先においてコミュニケーション支援を行うことができないと認められる世帯。（対象者と同居する者の就労や一般的な休息を理由として支援を行うことができない場合は、単身に準ずる世帯と見なさない。）</p> <p>②重度訪問介護又は行動援護の対象者で、次に掲げるサービス「居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援」（以下「在宅サービス」という。）の支給決定を受けている者で、現に在宅サービスを利用中の者。</p> <p>③障害支援区分の認定調査項目の「3-3コミュニケーション」について、「特定の者であればコミュニケーションできる」、「独自の方法でコミュニケーションできる」、「コミュニケーションできない」のいずれかに認定されている者。（医師意見書による認定があれば対象者とする。）</p>
<p>サービス内容</p>	<p>入院時における利用者と医療機関従事者との意思疎通の円滑化を図るための支援とし、診療報酬の範疇となるサービスは対象としない。</p>
<p>利用期間</p>	<p>利用開始日から起算して30日を上限とする。</p>
<p>利用回数</p>	<p>上限は無い。（ただし、入院が連続する場合その都度利用できるが必ず退院をはさむこと。）</p>
<p>利用時間</p>	<p>利用開始から14日まで（1日あたり10時間以内） 利用開始15日から30日まで（1日あたり5時間以内）</p>
<p>利用者負担</p>	<p>障害福祉サービス費と合算して月額上限管理を行う。</p>
<p>コミュニケーション支援事業</p>	<p>上記した在宅サービスの事業者で、現に対象者へのサービス提供を行っている事業者とする。コミュニケーション支援にあたって、利用者と事業者はサービス利用契約を結ぶものとする。</p>
<p>コミュニケーション支援者</p>	<p>コミュニケーション支援事業者に属する介護職員で、日常的に対象者の介護を担当し、対象者との意思疎通に熟達している者とする。（ボランティアや家政婦等の支援は対象外。）</p>

グループホーム利用者は対象となる。

本人のことを知っている前提がある。  
利用実績があるということ。

ヘルパー事業の特性上、急な依頼に対応しづらい。  
なぜ生活介護やホームが入れないのか？  
拡大が必要。